



日本 FH 協では先月「虐待事例集」を発行しましたが、厚労省より「令和元年度」の被措置児童虐待の事案が出されました。重なるような事案は省略して掲載します。

《身体的虐待》

以下の囲みの行為が中心になっていますが、その他も掲載します。

叩く 叩き返す 殴る 泣かせる 髪を引っ張る 引きずって移動させた 痣を付けた
顔を押しやった 蹴った 壁に押し当てた 凄む・恫喝する 胸ぐらを掴む
威圧的言動 「バカ」等という暴言

【乳児院】(1件)

・集中力を欠き、立ち歩きなど落ち着かない子どもに対し、職員が何度も注意する。
子どもの度重なる言動にカッとなった職員が、ペットボトルを投げ、本児にぶつける。

【児童養護施設】(32件)

- ・布団に潜ってゲームを返さない子どもを注意する際に、下を向いていたため顔を上げさせようとおでこを押したときに後頭部が壁に当たった。
- ・注意した後に、後追いしてくる子どもに対し、振り返って部屋に押し戻そうとした際に、本児の頬に手が当たる。
- ・数日間風呂に入っていなかった子どもから、「土下座すれば入ってやる」と言われ、職員が仕方なく土下座したところ「そんなことで風呂に入るわけないだろ」と言われ、カチンときて複数回殴った。
- ・他人の物を盗んだため、職員が子どもの右頬を叩いた。
- ・ゲームに夢中になり、入浴の指示に従わないため、職員が感情的になり、二段ベッドの上段にいた子どもの腕を引っ張りベッドから引きずり下ろした。
- ・規則を破って謝罪せず、話をしようとしないう子どもに対し、職員が「叩いたら話せるのか」と言い子どもの頬を3回叩いた。
- ・子どもを注意する際に、子どもが叩く、蹴る等の暴力を振るったため、「同じことを私がするよ」と言って、本児の脛を2~3回軽く蹴った。
- ・ふざけから、子どもの顔にマジックがつき、洗顔したが汚れがおちなかったため、職員がステンレスたわしを取って、汚れを落とそうとした。子どもの顔に薄い擦過傷をつくった。

【児童心理治療施設】(1件) 省略

【児童自立支援施設】(3件)

・子どもが職員に対して殴る蹴る等したため、職員が制止する際に本児に対してビンタをし、左頬部打撲傷の傷を負わせた。

【里親】(6件)

・バレンタインチョコレートを男子生徒に挙げたことを咎められ、里父に頭部右側から後頭部にかけて5～6回殴打された。その後、里母は「あなたの実母は軽かったのであなたが生まれた」などと言った。「私はそうはならない」「生まれてこなければよかった」という本児に、それは実母に言え」と述べる。

・里父を叩こうとした子どもに対し、叱るつもりで本児の頬を噛んだ。

【ファミリーホーム】(1件)

・暴言を吐き、愚図つく子どもに対し、首元を掴んで立たせ、約2m程引きずった。当該行為を目撃した他の子どもは怖くなり、過呼吸のような状態になった。

【障害児入所施設】(9件)

○職員に反発、送迎時に噛みつき等の際の職員の身体的反応行動。他害行為を注意する際の職員の強い行動。

【児相 一時保護所】(5件)

・職員の指示に従わず、反抗的な態度を示した子どもに対して、右肩付近を掴んで足払いをして、床に押し倒し、押さえつけた。別の職員が止めるよう指示し、引き離れた。

・深夜、子ども2人がつかみ合いになった際に、制止しようと職員がそれぞれの子どもの頭部や顔を殴打した。

子どもの養育者等への暴力行為について、自己防衛的な行為も虐待の対象とされることも実際あります。



《ネグレクト》

【養育里親】(3件)

・病院からの通告で、里父から頭部にげんこつされたことが発覚。里親はすぐに通院させることをしなかった。

・里親が意図的に当該児童の食事を減じたり、与えなかったため、栄養不足に陥り、体重減少と身長伸びの停滞を招いた。

《心理的虐待》

【乳児院】(1件) 略

【児童養護施設】(8件)

・職員が子どもの生活態度を注意した際に、「ここにいる必要はない」、「早く出ていけ」、「まだいたのか、早く別なところに行った方がいいんじゃないか」などと発言。

・指導の流れに乗らない子どもに対してイライラし、顔面の横にあった柱を蹴る。

【児童心理治療施設】(1件)

・職員が子どもに対して大声を出して指導した。

【里親】（2件）

- ・里父が嘘をついた子どもを反省させるために1時間程度戸外に出した。また里親双方から「小学校卒業をもって（家庭に）返す」などと伝えることがあった。
- ・子どもより、里母からの継続的な暴力について訴えがあった。里母と子どもとの関係が悪化し、ほとんど口もきかない状態となっている。

【児相一時保護所】（4件）

- ・職員から子どもに対し、「おまえ」と発言することがあった。

《性的虐待》

【児童養護施設】（10件）

- ・職員が女子ユニット内の脱衣所にカメラを設置していた。
- ・子どもの居室で身体（胸や股）を直接接触。下着を脱がして触ったり、キスやハグなどもあった。また、車に乗っているときに、手を繋いだり、携帯電話で通話やメール、SNSで私的な連絡をしていた。居室に置手紙をすることもあった。
- ・職員が子どもとLINEの交換をし、また施設内でキスやハグの身体接触をする。登下校時の送迎等で接触の機会を作るほか、虚偽の帰省を設定し、複数回ラブホテルに外泊する。職員の娘のおさがりの時計をプレゼントする。

【障害児入所施設】（1件）

- ・職員が、入所女児の下腹部を触り、携帯電話で動画を撮影した。

まとめ

- ①「身体的虐待」の多くは、加害者側の感情や・情動が抑えられない状態で起きていることが、事案から読み取れます。
- ② きつめの注意が場合によっては「はずみ」になって、事故になってしまうこともあるようです。
- ③「心理的虐待」も手は出さないけれど、やはり身体的虐待同様、カッとなって子どもに対して辛い言葉が出てしまうようです。
- ④ 性的虐待については、絶対にあってはならないことです。

家庭内での子ども同士の性的な関係も養育者等のネグレクトになりえます。子ども同士の「恋愛」についてはいろいろな意見があります。しかし、他児への影響も考えながら、そして当該子どもの人権も保障しながらという綱渡り的な運営をすることになります。

児相との相談が欠かせません。